

葉山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条
例

葉山町消防団員等公務災害補償条例（平成16年葉山町条例第11号）の
一部を次のように改正する。

（別紙）

令和4年3月8日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第
107号）の改正に伴い、所要の改正を行うため、提案するものでありま
す。

葉山町条例第 号

葉山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

葉山町消防団員等公務災害補償条例(平成16年葉山町条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に担保に供されている傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、この条例の施行の日(次項において「施行日」という。)以後も、なお従前の例により担保に供することができる。
- 3 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律(令和2年法律第40号)附則第70条第1項及び第71条第1項に規定する申込みに係る傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利は、施行日以後も、なお従前の例により担保に供することができる。

条例の概要

題 名

葉山町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 内 容

傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保として提供することができる規定を削除することとした。

3 施行期日等

- (1) この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行することとした。
- (2) この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。

葉山町消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町消防団員等公務災害補償条例 平成16年6月29日条例第11号</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても損害賠償を受ける権利を変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。</p>	<p>葉山町消防団員等公務災害補償条例 平成16年6月29日条例第11号</p> <p>(損害補償を受ける権利)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 非常勤消防団員又は非常勤水防団員は、その身分を失った場合においても損害賠償を受ける権利を変更されることはない。</p> <p>2 損害補償を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることはできない。<u>ただし、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合は、この限りでない。</u></p>